

高等学校等就学支援金について

独立行政法人国立高等専門学校機構

1. 制度の概要

高等学校等就学支援金制度とは、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

国立高等専門学校（第1学年～第3学年）の学生で「市町村民税所得割額+都道府県民税所得割額の合計額」が50万7000円(年収910万円程度)未満の世帯が就学支援金支給の対象となり、月額9,900円(年額118,800円)が支給されます。支給期間は、原則として通算36月です。なお、保護者(学生の親権者)の所得に応じて就学支援金の加算または、未支給となることがあります。

2. 就学支援金支給額（国立高等専門学校の場合）

※授業料は、年間234,600円(月額換算19,550円(a))です。

(平成30年7月以降)

市町村民税所得割額+都道府県民税所得割額 (保護者等合算額)	就学支援金支給額(b)	授業料本人負担額 (a)-(b)
50万7,000円以上	月額0円(支給なし)	月額19,550円
25万7,500円以上～50万7,000円未満	月額9,900円(一律支給のみ)	月額9,650円
8万5,500円以上～25万7,500円未満	月額14,850円(加算額4,950円)	月額4,700円
0円(非課税)～8万5,500円未満	月額19,550円(加算額9,650円)	月額0円

※就学支援金は学生本人(保護者等)が直接受取るものではありません。学校が学生本人に代わって国から就学支援金を受取り、授業料に充当するものです。授業料と就学支援金との差額分については学生本人に負担していただくこととなります。(上図参照)

※保護者全員(父母両方(収入が無くても必要))の市町村民税所得割額+都道府県民税所得割額(100円未満切捨て)の合算額で判定します。

※保護者全員の所得割額が確認できない場合、加算は受給できません(一律支給9,900円のみを受給)。

※就学支援金は市町村民税所得割額+都道府県民税所得割額の合計額を基準に支給されるため、保護者等の失職、倒産等家計急変したときにすぐ反映されない場合があります。その場合でも、本制度とは別に、家計急変支援金制度の対象となる場合がありますので、詳しくは学校の担当窓口にお問い合わせ下さい。

3. 受給資格認定等の申請

第1学年時は、平成31年4～6月の支給を平成30年度の市町村民税所得割額+都道府県民税所得割額の合計額で、平成31年7月～平成32年6月の支給を平成31年度の市町村民税所得割額+都道府県民税所得割額の合計額で判定します。

平成31年度からは申請時には、文部科学省作成就学支援金システム「e-Shien」を利用し、申請いただけます。

その際に、保護者等の「個人番号(マイナンバー)」を所定の方法により学校窓口へ提出頂くこととなります。

4. 必要な手続き

提出書類及び提出時期

各人により、提出書類が異なりますので、該当する書類をご提出ください。

《4月(支給期間：H31.4～6月分、提出期限：●月●日)》

問合せ先

○高等専門学校

○課○係

Tel:000-000-0000

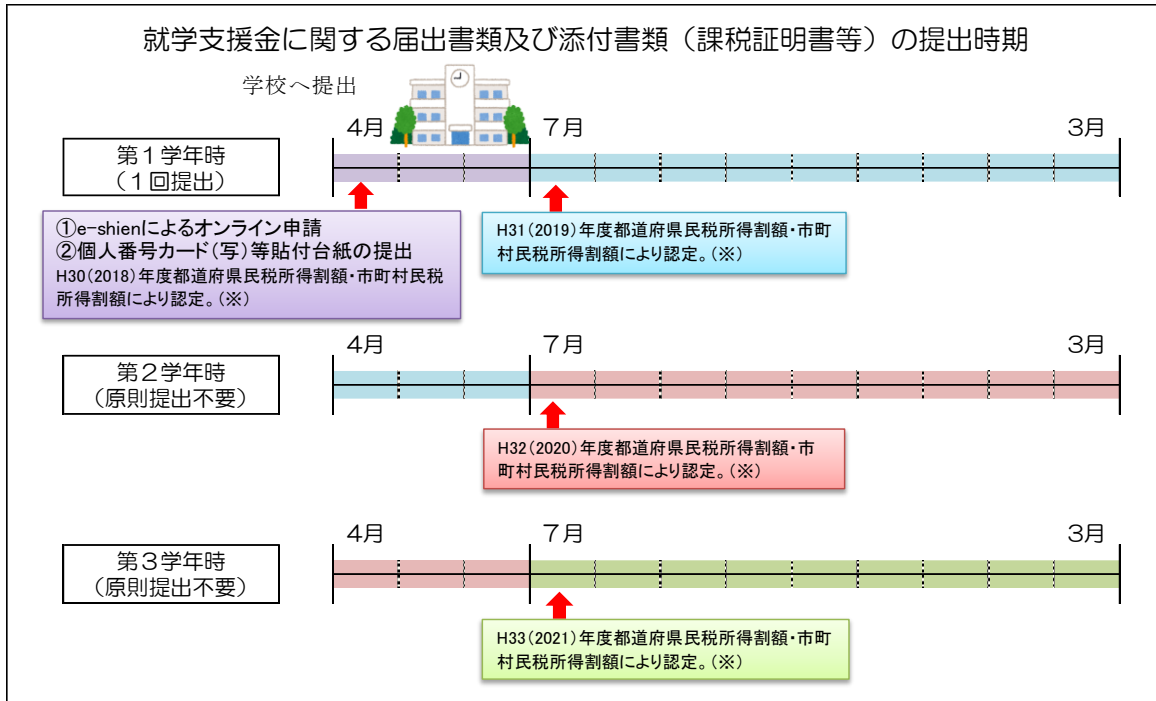
対象	提出書類
受給対象となる方	○「e-Shien」によるオンライン申請 ○個人番号カード(写)等貼付台紙(マイナンバーが分かるものを貼付したもの)
受給対象外の方	○「e-Shien」によるオンライン申請

提出頂きました「個人番号カード(写)等貼付台紙」の内容に基づき、文部科学省にて、収入状況を確認します。

(裏面有り)

《7月以降》

支給期間H31.7月以降分については、各学校にて手続きを行います。各人の手続きは不要です。
提出頂きました「個人番号カード（写）等貼付台紙」の内容に基づき、文部科学省にて、収入状況を確認します。



※提出頂きました「個人番号カード（写）等貼付台紙」の内容に基づき、文部科学省にて、収入状況を確認します。

《随時》

就学支援金受給中に、以下の変更があった場合には、その都度、改めて届出が必要となるので、急ぎ各国立高等専門学校の担当窓口にお申し出ください。

- ・休学・復学
- ・婚姻またはその解消等による保護者（所得確認対象者）の変更があった場合
- ・平成31年4月以降に収入の修正申告や税額の更正決定による所得割額の変更があった場合（平成30年以前の所得割額の変更も対象）

5. 就学支援金制度の諸注意

○就学支援金の所得確認は、原則として保護者（親権者）の所得割額を合算した額を基準とします。離婚等で保護者（親権者）が一人の場合はその保護者（親権者）の税額で、親権者がいない場合で未成年後見人がいる場合は未成年後見人の（成人の学生等）で学生が主として他の者の収入で生計を維持しているときには、その方の税額で所得確認を行います。また、親権者も生計維持者もないときには、学生本人の税額で所得確認を行います。

○国立高等専門学校の授業料は、前期・後期の年2回に分けてお支払いいただきます。また、就学支援金は、受給資格認定申請のあった月から始まり、受給事由の消滅（受給限度期間の満了、退学、転学等）した月に終了します。したがって、期の途中で退学する場合は、退学する月の翌月から就学支援金は支給されなくなるので、退学により支給されなくなる就学支援金相当額を含めて授業料を負担していただく場合があります。

《重要》

○就学支援金受給中に 以下の変更があった場合には、その都度、改めて届出が必要となるので、急ぎ各国立高等専門学校の担当窓口にお申し出ください。

- ・休学・復学
- ・婚姻またはその解消等による保護者（所得確認対象者）の変更があった場合
- ・平成31年4月以降に収入の修正申告や税額の更正決定による所得割額の変更があった場合（平成30年以前の所得割額の変更も対象）